

手続早見表(資格得喪パターン)

資格得喪パターン(福利厚生事務の手引(令和8年1月)P40「手続早見表」のパターン)							新所属所における手続						
		旧任用形態	新任用形態	任命権者	適用事業所	所属所	空白期間	一斉交付対象	必要な手続	提出する書類	年金関係手続		年金担当への提出書類
											公務員厚生年金	一般厚生年金(※4)	
資格取得手続等が必要	1-②	正規	正規	/	/	/	有・継続しない	○	資格取得手続	「一般・短期 組合員資格取得届書/組合員情報変更訂正届」	○	-	組合員転入・異動届書 兼 年金加入期間等報告書(用紙No.年金1)
	3-②	正規・暫定再任用フルタイム	短期組合員	/	/	/	有・継続しない				-	○	-
	4-②	短期組合員	正規・暫定再任用フルタイム	/	/	/	有・継続しない				△	-	下記留意事項参照
	5-②	短期組合員	短期組合員	異なる	/	/	有・継続しない				-	○	-
	3-①	正規・暫定再任用フルタイム	短期組合員	/	/	/	無				-	○	-
	4-①	短期組合員	正規・暫定再任用フルタイム	/	/	/	無				△	-	下記留意事項参照
資格取得手続等が不要	1-①	正規	正規	/	/	/	無	△(※3)	不要(※3)	提出書類なし(※3)	-	-	-
	2	正規	暫定再任用フルタイム	/	/	/	無				-	-	-
	5-①	短期組合員	短期組合員	異なる	/	異なる(※1)	無				-	○	-
	6-①	短期組合員	短期組合員	同一	異なる	異なる(※1)	無				-	○	-
	6-②	短期組合員	短期組合員	同一	異なる	異なる(※1)	有・継続扱(※2)				△(※3)	○	-
	7-①	短期組合員	短期組合員	同一	同一	異なる(※1)	無				-	-	-
	7-②	短期組合員	短期組合員	同一	同一	異なる(※1)	有・継続扱(※2)				-	-	-
	8-①	短期組合員	短期組合員	同一	同一	同一	無				-	-	-
8-②	短期組合員	短期組合員	同一	同一	同一	有・継続扱(※2)	-	-	-				

- ※1 所属所が異なる場合でも、組合員番号の変更がなければ提出書類は不要です。
- ※2 空白期間が継続扱いとなるのは、任命権者において事実上の任用関係が継続していると判断した場合です。事実上の任用関係の判断の基礎は各任命権者による第1号厚生年金保険の取扱いとなります。(参考)東京都教育委員会の任用(学校)における事実上の任用関係の存続条件は、任用期間の空白が、31日以内かつ「1暦月に及ばない」とされています。
*「1暦月に及ばない」とは、当該月の1日から末日までの間に1日以上任用がある場合をいいます。
(例)1/31任用終了⇒3/1任用開始の場合、空白期間は28日(2/1~2/28)となり31日以内ですが、2月の任用が1日もない=空白期間は1暦月に及びます。
- ※3 組合員番号が変更される場合は、一斉交付の対象者となります。詳細は、別紙3「種別変更・番号変更について」を参照してください。
- ※4 一般厚生年金については公立学校共済組合ではなく年金事務所、各適用事業所の社会保険担当者等にお尋ねください。

<留意事項>

- ※ 正規とは、常勤職員、任期付職員等の一般組合員を指します(暫定再任用フルタイム職員も一般組合員ですが、ここでは含みません。)
- ※ 短期組合員とは、臨時的任用教職員、期限付任用職員、会計年度任用職員、非常勤教員、時間講師(資格取得要件を満たす者)、暫定(定年前)再任用短時間勤務職員を指します。時間講師は、同一適用事業所(都立学校勤務の場合は同一の学校、区市町村立学校勤務の場合は同一の教育委員会、島しょ学校勤務の場合は同一の教育庁出張所)で週20時間以上の任用が2か月を超える場合に資格取得します。
- ※ 年金関係手続の欄において、「必要:○」「公務員共済組合の前歴がある場合は必要:△」「不要:-」を指します。
- ※ 公務員共済組合の前歴がある場合は、年金関係書類として「組合員転入・異動届書 兼 年金加入期間等報告書」[用紙No.年金1]の提出が必要です。
- ※ 公務員期間の老齢厚生(退職共済)年金、障害厚生(障害共済)年金の受給権をお持ちの場合、「年金受給権者再就職届書」[用紙No.年金3]及び「年金証書の原本」が必要です。また、他の共済組合で障害等級2級以上の障害厚生(障害共済)年金を受給している場合は、障害基礎年金の年金証書も併せて必要となります。

「資格取得・継続手続判定シート」(Excelデータ)(HPIにも掲載)では、資格取得手続の有無や資格継続するかどうか簡単に確認できます。(イメージ)

資格取得・継続手続判定シート

- 1 採用・異動前の組合員種別を選択してください。
回答⇒ 短期組合員
- 2 採用・異動後の組合員種別等を選択してください。
回答⇒ 一般組合員
- 3 任用の空白期間※について選択してください。
回答⇒ なし
- 4 任命権者について選択してください。
回答⇒ 同一

一般組合員：正務職員、暫定再任用フルタイム、短期組合員(臨時任用教職員、会計年度任用職員、非常勤教員、時間講師(資格取得要件を満たす者))、定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員
他支部、他県課へ転出：他道府県の公立学校、公立学校以外の地方公務員、郵の他職、国家公務員指導定員、非常勤職員等

※特任職員
※非常勤職員
※臨時職員
※嘱託職員

郵費の負担、用書の出回りに注意
※郵送の際は、宛先住所を必ずご確認ください。区役所から郵送に寄る場合は「異なる」となります。

4つの質問に答えると、新所属所で必要な手続が表示されます。(※年金関係手続を除く)

判定結果	
(1) 組合員資格の継続/喪失	継続
(2) 旧所属所での手続	なし
(3) 新所属所での手続	種別変更手続

[令和8年度新規採用等に伴う組合員資格取得届書の手続について\(通知\)](#)
[手引「組合員の種別変更」](#)
[公立学校共済組合東京支部ホームページ](#)